

第 1 号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	所得段階区分の内訳			調整率	年間保険料額
第 1 段階	本人非課税	世帯非課税	生活保護受給者等	基準額×0.455 (基準額×0.285)	31,170 円 (19,520 円)
第 2 段階			80 万 9 千円以下		
第 3 段階			80 万 9 千円超 120 万円以下	基準額×0.685 (基準額×0.485)	46,930 円 (33,230 円)
第 4 段階			120 万円超	基準額×0.69 (基準額×0.685)	47,270 円 (46,930 円)
第 5 段階 (基準額)			80 万 9 千円以下	基準額×0.87	59,610 円
	本人課税	世帯課税	80 万 9 千円超	基準額	68,520 円
第 6 段階			前年の合計所得金額と 課税年金収入の合計	80 万 9 千円以上 120 万円未満	基準額×1.12 76,740 円
第 7 段階				120 万円以上 210 万円未満	基準額×1.23 84,270 円
第 8 段階				210 万円以上 320 万円未満	基準額×1.5 102,780 円
第 9 段階				320 万円以上 420 万円未満	基準額×1.63 111,680 円
第 10 段階				420 万円以上 520 万円未満	基準額×1.8 123,330 円
第 11 段階				520 万円以上 620 万円未満	基準額×1.9 130,180 円
第 12 段階				620 万円以上 720 万円未満	基準額×2.0 137,040 円
第 13 段階				720 万円以上	基準額×2.1 143,890 円

※ 表中記載の合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額です。

※ 第 1～3 段階の保険料について () 内は公費による軽減措置後の数値です。

※ 年金基準額の変更に伴い、令和 7 年 4 月 1 日より 80 万円が 80 万 9 千円に変更されました。